

○国立大学法人上越教育大学個人情報保護規程

(平成17年3月16日規程第5号)

最終改正 平成27年3月25日規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及びその他の法令に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 保有個人情報 本法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。以下「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

(3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 行政機関又は独立行政法人等 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関、法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(管理体制)

第3条 本法人に、保有個人情報の管理を行うとともに、安全確保の措置（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を講ずるため、総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者（以下「管理者等」という。）を置き、それぞれ国立大学法人上越教育大学法人文書管理規則（平成23年規則第3号）第3条及び第4条に規定する総括文書管理者、文書管理者及び文書管理担当者をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、本法人における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。
- 3 保護管理者は、当該組織における保有個人情報を適切に管理する。
- 4 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該組織における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。
(監査責任者)

第4条 本法人に、保有個人情報の管理状況に係る監査責任者を置き、学長が指名する監事をもって充てる。

- 2 監査責任者は、本法人における保有個人情報の管理の状況について監査する。
(教育研修)

第5条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する者に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する業務に従事する者に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 保護管理者は、当該組織における保有個人情報の適切な管理のため、保有個人情報の取扱いに従事する者に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 総括保護管理者又は保護管理者は、前3項の措置を講ずる場合には、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についても、同様の措置を講ずるものとする。

(従事者の義務)

第6条 保有個人情報の取扱いに従事する場合の義務として、次の各号に掲げる者は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等並びに管理者等の指示に従い保有個人情報を取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 本法人から委託された個人情報の取扱い業務に従事している者又は従事していた者
(個人情報の保有の制限等)

第7条 本法人は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 本法人は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第8条 本法人は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、行政機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第9条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第10条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第11条 管理者等は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(利用及び提供の制限)

第12条 本法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本法人は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を本法人の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 管理者等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本法人の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 管理者等は、前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、保有個人情報を提

供する場合には、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

(2) 安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(業務委託の措置)

第14条 管理者等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 管理者等は、委託に係る契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で取りかわさなければならない。

(1) 個人情報に関する秘密保持等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の目的外使用の禁止及び第三者への提供禁止に関する事項

(4) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 管理者等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。

4 管理者等は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は管理者等自らが前項の措置を実施するものとする。

5 前項の規定は、保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者)

第15条 管理者等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、派遣事業者と秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に規定するものとする。

2 管理者等は、必要に応じて派遣事業者及び当該派遣労働者の双方から秘密保持義務等の個人情報の適正な取扱いに関する誓約書を提出させる等の措置を講ずるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第16条 保護管理者及び保護担当者（以下「保護管理者等」という。）は、個人情報ファイル（法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに別記様式の国立大学法人上越教育大学個人情報ファイル簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括保護管理者に

提出しなければならない。

- 2 保護管理者等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。
- 3 保護管理者等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第11条第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく当該個人情報ファイルについての記載を消除するよう総括保護管理者に申し出なければならない。
- 4 個人情報ファイル簿は、総務課において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

(事案の報告)

第17条 保有個人情報の漏えい等の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った者は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者等に報告しなければならない。

- 2 前項の規定により報告を受けた保護管理者等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者等は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、直ちに総括保護管理者に報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。

(再発防止措置)

第18条 管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(事案の公表等)

第19条 総括保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(監査)

第20条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者を経て学長に報告するものとする。

- 2 その他監査の実施に関する事項は、国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年規則第8号）の定めるところによる。

(点検)

第21条 保護管理者等は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者を経て学長に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第22条 総括保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(細則)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別

に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第17号（平成23年3月30日））

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第35号（平成27年3月25日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第16条関係）

国立大学法人上越教育大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
利 用 目 的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称：	
	所在地：	
訂正，利用停止等について，他の法律等により定められた特別の手続		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号 （マニュアルファイル）
	----- 令第4条第3号に該当する マニュアルファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

（注）この様式中「法」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。